



発行 東京都

目次

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………一
……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
……………（同）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………二
……………（同）…
- 告 示（公）
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について
の公開の聴聞……………四
- 公 告
- 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数……………四
……………（都市整備局市街地整備部管理課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
……………（同）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………六
……………（同）…

告 示

●東京都告示第五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき大手町一丁目第二地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 施行者の氏名又は名称
独立行政法人都市再生機構及び三菱地所株式会社

二 事業施行期間
平成二十一年三月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区
千代田区大手町一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
大手町一丁目第二地区第一種市街地再開発事業
中央区八重洲一丁目三番七号
平成二十一年三月二十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日
平成二十三年六月二十七日

●東京都告示第六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第二百二十

六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域 足立区六町三丁目五番三十一の一部分

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第八百五十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

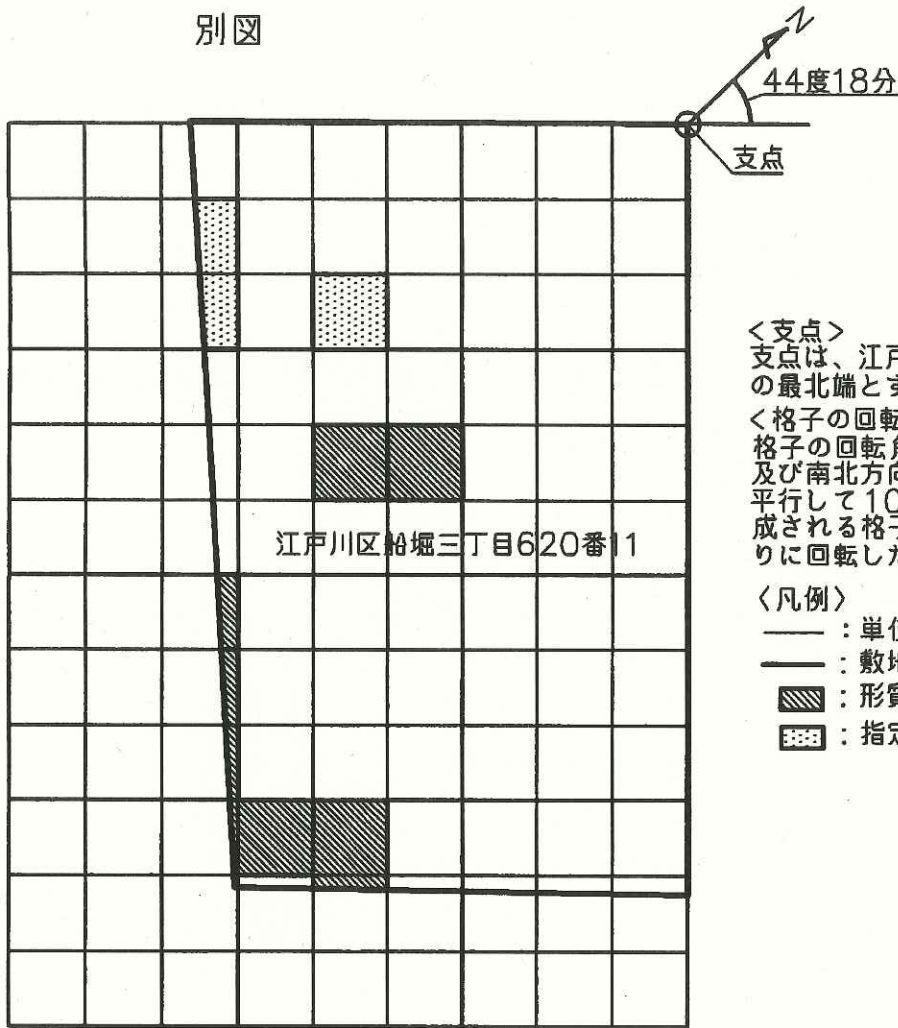
東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区船堀三丁目六百二十番十一の一部分）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



〈支點〉
支點は、江戸川区船堀三丁目620番11の最北端とする。

〈格子の回転角度〉 44度18分
格子の回転角度は、支點を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により形成される格子を、支點を中心として右回りに回転した角度を示す。

〈凡例〉

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ▤ : 指定を解除する区域

●東京都告示第千八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

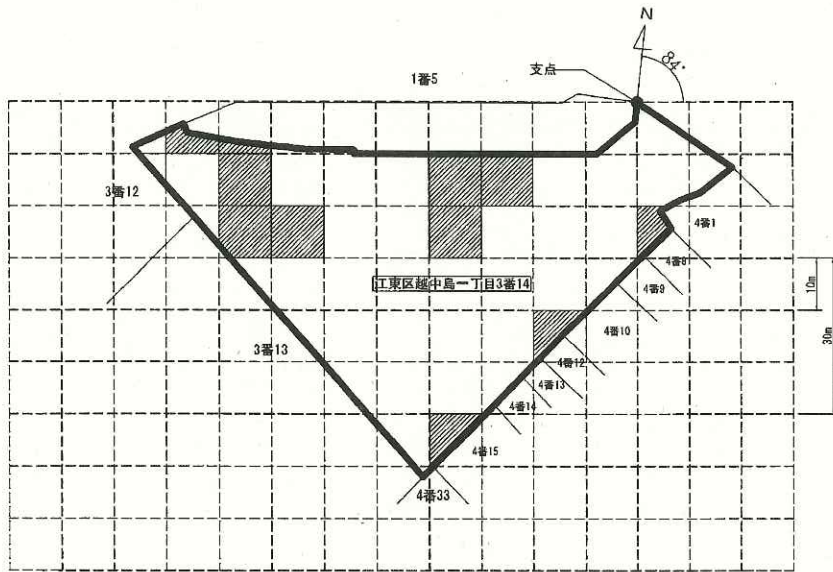
東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区越中島一丁目三番十四の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物





三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、調査対象地（江東区越中島一丁目3番14）の最北端とする。

【格子の回転角度】84度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- （凡例）
-  形質変更時要届出区域
 -  筆界
 -  単位区面境界線
 -  調査対象地

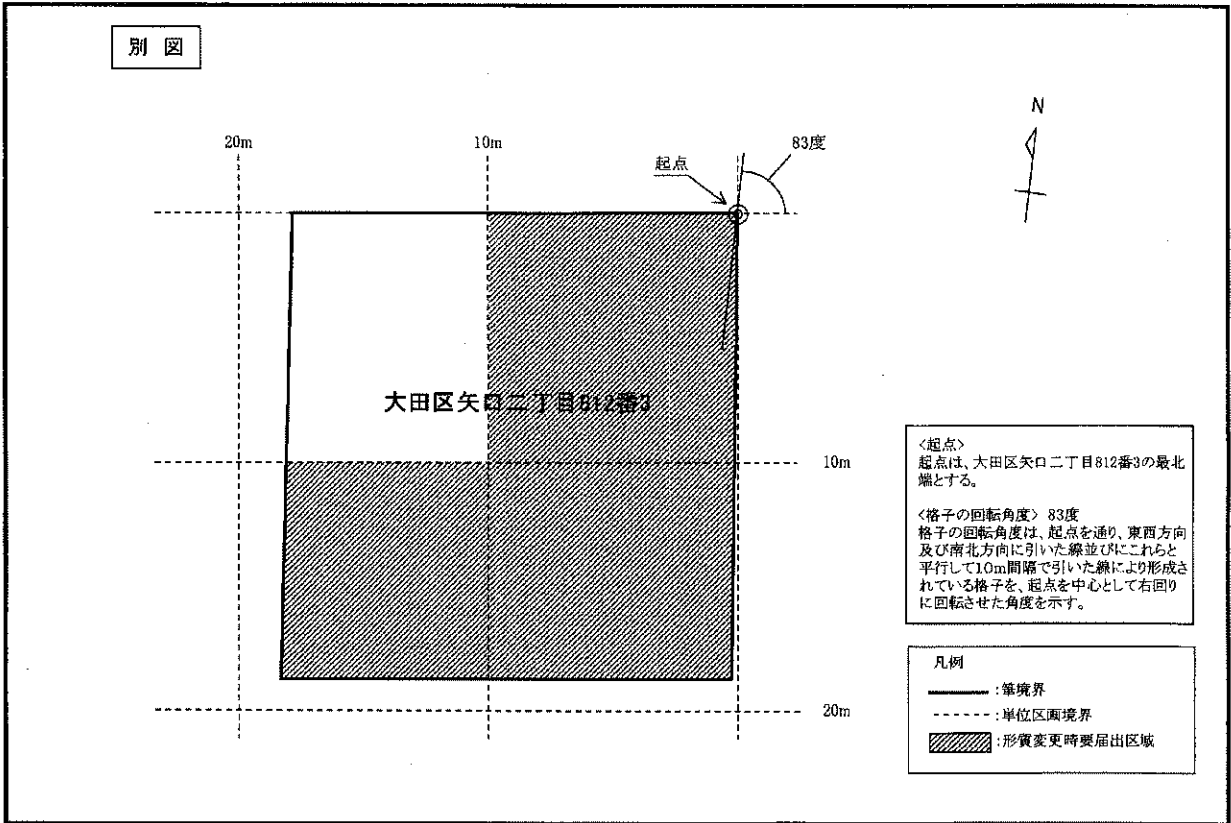
●東京都告示第千九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区矢口二丁目八百十二番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスナー・ニージクロロエチレン



告示(公)

●東京都公安委員会告示第228号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成23年6月27日

東京都公安委員会

委員長 鴨 下 重彦

記

1 日時

平成23年7月5日 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

台東区谷中三丁目1番4号

野崎 治重

公 告

土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数について

平成二十三年七月二十四日に行う東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第三項の規定による異議の申出がなかった